

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2016 年 6 月 30 日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第 9 次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10：15 事前集会 (緑町北公園)
10：45 入廷 (地裁 405 号法廷)
11：00 開廷
終了後 裁判所前で報告集会

※集会～地裁敷地に入るまでは、
幟を掲げ、原告団の方は、ゼッケンをつけますが、裁判所門前で、これを外します。ご協力ください。

第 9 次横田基地公害訴訟 第 16 回法廷の内容は…

この原稿は、本日の法廷で弁護団の先生が読み上げる予定のものです。

中川先生にお書きいただきました。

1 はじめに

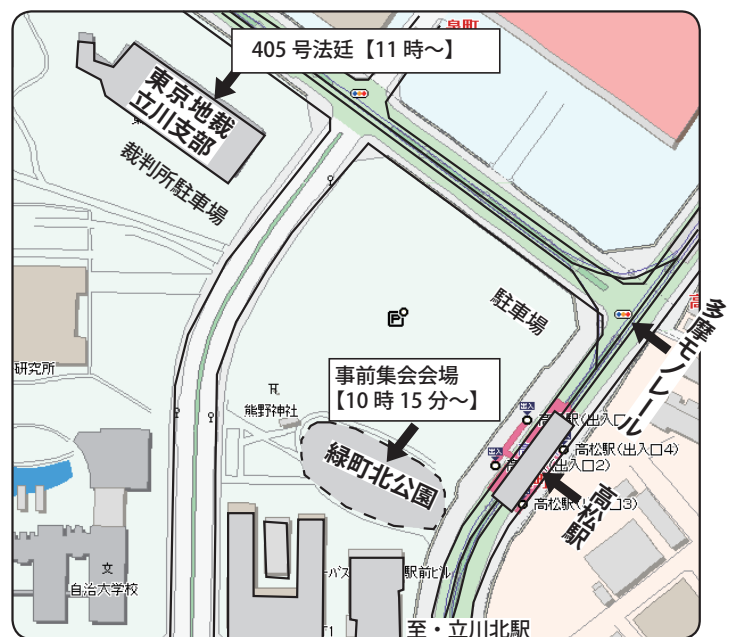
米太平洋空軍 (PACAF) のオフィシャルウェブサイトによると、平成 27 年 11 月 1 日から韓国の烏山 (オサン) 空軍基地を拠点に夜間の戦闘機・攻撃機の訓練が始まり、併せて沖縄の嘉手納基地から烏山へ輸送訓練が行われ、韓国空軍の戦闘機も参加、米海兵隊岩国基地の電子戦・対レーダー攻撃機 (EA-6B) も参加しているとのこと。

2 横田基地の飛行機騒音にかかる日米合意の存在

この米韓合同演習の間の横田基地での夜間活動は、横田基地の運用に関する平成 5 年 11 月の日米合意に反するものです。

横田基地の飛行機騒音については、昭和 39 年 4 月の日米合同委員会において様々の騒音規制に関する合意がなされていますが、夜間騒音規制については、平成 5 年 11 月に改訂され、午後 10 時から翌朝 6 時までの間における飛行及び地上での活動は、「米軍の運用上の必要性に鑑み緊要と認められるものに制限される。」とされています。

米韓合同演習は、事前の計画に従って行われる活動であり、緊要 (差し迫った) と認められるものとはいえません。計画段階で横田基地での夜間の離着陸を回避すべきであったにもかかわらず、夜間の離着陸を行ったものです。平成 5 年 11 月の日米合意違



反として違法性が高く、これによって通常の賠償金をもっては償い得ない被害を生じさせています。

3 被害の実態について

米韓合同演習が行われた平成 27 年 11 月 1 日から 4 日までの間、瑞穂町箱根ヶ崎民家、立川市中里、昭島市拝島第二小学校の 3 か所で測定された午後 9 時以降翌朝 8 時の時間帯にかけての騒音は準備書面 16 に別紙で添付したとおり、瑞穂町箱根ヶ崎民家で 104.9dB がこの間の最大レベルとして観測され、90dB 以上を数えると 24 回に、70dB 以上を数えると 117 回となっています。

飛行経路の下の家々は、安息の時間にこのような
***** (裏に続く)

